

可児市男女共同参画計画 計画の体系（基本目標・方針・施策の方向）案

資料3

①可児市男女共同参画プラン2018	②第4次男女共同参画基本計画（国）	新計画の体系骨子（案）			
		キャッチフレーズ	“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児”をめざして		
		③新計画立案に向けた課題	④基本目標	⑤方針	⑥施策の方向
<p>○『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』に掲げる基本理念</p> <p>1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。</p> <p>2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、社会活動に制限を受けることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。</p> <p>3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に参画する機会が確保されること。</p> <p>4) 男女は、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画できること。</p> <p>5) 家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。</p> <p>6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。</p> <p>7) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がいをする者その他のあらゆる者の人権について配慮されること。</p> <p>8) 国際的な取組及び市内に居住する外国人への理解のもとに、男女共同参画の施策が行われること。</p> <p>○計画の体系</p> <p>基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革</p> <p>(1) すべての人の人権尊重と男女共同参画意識の啓発</p> <p>(2) 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解の促進</p> <p>基本目標2 政策や方針決定の場での男女共同参画</p> <p>(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の促進</p> <p>(2) 女性のエンパワーメントの支援</p> <p>基本目標3 男女が働きやすい環境の整備</p> <p>(1) ワーク・ライフ・バランスの支援</p> <p>(2) 就業の場での男女共同参画の推進</p> <p>基本目標4 家庭と地域生活における男女共同参画の実践</p> <p>(1) 男女がともに家事、育児、介護できる環境づくり</p> <p>(2) 地域社会での男女共同参画の推進</p> <p>基本目標5 男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援</p> <p>(1) 男女が高齢期を安心して暮らせる環境づくり</p> <p>(2) 女性の生涯を通じての心と身体の健康づくり</p> <p>基本目標6 男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）</p> <p>(1) DVを許さない・見逃さない地域社会づくり</p> <p>(2) 安心して相談できる体制の整備</p> <p>(3) 被害者の保護・自立に向けての支援の充実</p> <p>(4) 関係機関との連携</p>	<p>○4次計画で改めて強調している視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが必要から、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実 あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化 <p>○施策の基本的方向</p> <p>I あらゆる分野における女性の活躍</p> <ol style="list-style-type: none"> 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 政策方針決定過程への女性の参画の拡大 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 地域農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 科学技術学術における男女共同参画の推進 <p>II 安全安心な暮らしの実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じた女性の健康支援 女性に対するあらゆる暴力の根絶 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 <p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 教育メディア等を通じた意識改革、理解の促進 男女共同参画の視点に立った防災復興体制の確立 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 <p>IV 推進体制の整備・強化</p>	<p>国からの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を横断的視点としたあらゆる場面における施策の充実。 女性活躍推進法による積極的な女性採用・登用の推進 男女共同参画の視点からの防災・復興対策 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備 女性に対する暴力をめぐむ状況の多様化への対応と暴力の根絶に向けた取組の強化 <p>「政治分野における男女共同参画推進法」(候補者男女均等法)が国会で可決、成立</p> <p>見直しに向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女の人権に関する意識が依然と低い 人権の尊重と男女平等意識の啓発を進めていくことが必要 政治・経済・地域など、さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、行政が率先して改革を進めるとともに事業者や団体等へ働きかけを行うことが必要 子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが必要 仕事と生活の調和がとれた、ワーク・ライフ・バランスの推進をしていくことが必要 ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、元気な高齢者の方には地域での活動に積極的に参画してもらうなど、男女がともに生涯を通じて生きがいをもって暮らすことができる支援が必要 DV被害等について、積極的な広報・啓発を行い、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが重要 	<p>人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革</p> <p>(1) すべての人の人権尊重と男女共同参画意識の啓発</p> <p>(2) 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解の促進</p> <p>政策や方針決定の場での男女共同参画</p> <p>(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の促進</p> <p>(2) 女性のエンパワーメントの支援</p> <p>男女が働きやすい環境の整備（女性活躍推進計画）</p> <p>(1) ワーク・ライフ・バランスの支援</p> <p>(2) 就業の場での男女共同参画の推進</p> <p>家庭と地域生活における男女共同参画の実践</p> <p>(1) 男女がともに家事、育児、介護できる環境づくり</p> <p>(2) 地域社会での男女共同参画の推進</p> <p>男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援</p> <p>(1) 男女が高齢期を安心して暮らせる環境づくり</p> <p>(2) 女性の生涯を通じての心と身体の健康づくり</p> <p>男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）</p> <p>(1) DVを許さない・見逃さない地域社会づくり</p> <p>(2) 安心して相談できる体制の整備</p> <p>(3) 被害者の保護・自立に向けての支援の充実</p> <p>(4) 関係機関との連携</p>	<p>①人権尊重の意識高揚とメディアにおける人権の尊重</p> <p>②男女共同参画について理解する環境整備</p> <p>③さまざまなハラスメントの防止と被害者への支援</p> <p>④多文化共生社会に対応した支援</p> <p>⑤困難な状況に置かれた人々の人権を擁護するための環境づくり（ひとり親、生活困窮者、LGBTへの理解促進）</p> <p>①男女平等の視点に立った教育の推進と環境整備</p> <p>②多様な生涯学習の機会の提供</p> <p>①市政運営における女性登用の促進</p> <p>②事業者、市民団体等における女性の参画促進</p> <p>①女性の人材育成</p> <p>②エンパワーメントのための情報提供</p> <p>①ワーク・ライフ・バランスについての啓発</p> <p>②ワーク・ライフ・バランスを推進するための情報提供</p> <p>③働き方・生き方改革への支援（長時間労働の是正等）</p> <p>①企業・事業者に対する意識啓発</p> <p>②多様な就業形態への男女共同参画の取組</p> <p>③企業・事業者における男女共同参画を後押しするしくみづくり</p> <p>④働く女性の就業継続とキャリアアップ支援</p> <p>①男女がともに家庭生活を担う意識づくり</p> <p>②子育て・介護支援体制の充実</p> <p>①地域における男女共同参画の意識づくり</p> <p>②地域における男女共同参画に向けた支援</p> <p>③男女共同参画の視点に立った防災の推進</p> <p>①自立して生活できる環境づくり</p> <p>②介護サービスの充実</p> <p>①心と身体の健康づくりに関する意識啓発と教育</p> <p>②心と身体の健康づくりに関する支援</p> <p>①市民等への啓発・教育の推進</p> <p>②デートDV防止に向けた教育の推進</p> <p>①相談体制の充実・相談窓口の周知</p> <p>②相談員の資質の向上と二次的被害の防止</p> <p>①迅速・円滑な一時保護の実施と被害者情報の適正管理</p> <p>②被害者の自立支援</p> <p>①関係機関との連携</p>	